

未利用口座管理手数料について

Q1. そもそも「未利用口座管理手数料」とは何ですか？

長期間（2年以上）預入れまたは払戻し等の取引がない普通預金・貯蓄預金口座（※一定の例外を除く）に対し、維持費および口座管理コスト、不正利用防止の観点から、**年額 1,320 円（税込）**の手数料をご負担いただくものです。

未利用口座の恒常的な利用促進、不正利用防止、および口座をご利用いただいているお客さまへのサービス維持・向上を目的としています。

Q2. なぜ案内のハガキが送られてきたのですか？

今回のハガキは、本制度をご案内する主旨で、一定のお取引で1年以上の取引がない普通預金・貯蓄預金口座（※一定の例外を除く）をお持ちのお客さまに対して広くご案内しております。

Q3. いつからこの制度が始まりますか？

令和7年（2025年）10月1日から開始します。ただし、実際に手数料の引き落としを開始するのは、**令和10年1月（2028年1月）**を予定しています。

Q4. どのような口座が「未利用口座」の対象になりますか？

以下の条件をすべて満たす口座が対象になります。

条 件	内 容
対象預金種類	普通預金口座・貯蓄預金口座
未利用口座となる条件	令和7年10月1日以降に2年以上お預入れ（決算利息の組入れを除きます）または払戻し（本手数料の引落としを除きます）がない口座を未利用口座としてお取扱いします。（盗難・紛失等により口座を停止している口座も対象となります。） ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。 ・該当口座の残高が10,000円以上である場合 ・同一のお客さま番号で定期預金・国債等の他のお取引がある場合 ・同一のお客さま番号で借入れ（当座貸越含む）がある場合 ・同一のお客さま番号でカードローン契約がある場合

Q5. 手数料はいくらですか？また、どのように引き落とされますか？

手数料は 年額 1,320 円（税込） です。

引き落としについては、以下の流れになります。

- ① 口座が未利用口座となった際、お届けの住所に「ご案内」を郵送します。
- ② ご案内発送後、翌々月末までに利用、または解約のお申し出がない場合、口座から手数料を引き落としさせていただきます。
- ③ 以後、未利用状態が続く限り毎年この手数料の引き落としとなります。

なお、手数料の領収書は発行されません。法人のお客さまでインボイス等が必要な場合は、お取引店にお申し出ください。

Q6. 口座残高が手数料に満たない場合はどうなりますか？

残高が年額 1,320 円を下回る場合は、残高を手数料に充当して口座を自動で解約することがあります。別途、手数料は不要です。また0円以下になることはありません。

また、その口座に自動支払い等が紐づいている場合、通知なしにこれらの取引も解約となる可能性がありますのでご注意ください。

Q7. この手数料は返金でされますか？また、一度解約された口座を再び使えますか？

いいえ。手数料の返却はできず、解約された口座の再利用もできません。

Q8. 普段使っている口座は対象になりますか？

いいえ。普段から預入れや払戻しなどの取引を行っている口座は未利用口座にはなりません。従いまして、未利用口座管理手数料の引落とし対象とはなりません。

Q9. 注意点はありますか？

以下の点にご注意・ご対応いただくことをおすすめします。

- ・利用予定がない口座は、前もって解約をお願いいたします。
- ・ご案内を受け取ったら早めに口座の状態を確認してください。
- ・特に残高が少ない口座は、放置すると自動解約となるリスクがあります。

なお、**今回のご案内で手数料を引き落とすことはありません。**未利用口座に該当することになった場合は、令和9年10月ごろ改めてご案内いたします。

Q10. 口座を解約したいのですがどうしたらいいですか？

ご本人が確認できる資料（免許証等）、お届印、通帳、キャッシュカードを持参のうえお取引店にてお手続き願います。

通帳・印鑑を紛失の場合は、お取引店でお取引内容を確認したうえでの手続きとなります。取引内容により必要となる書類が異なる場合がありますので、来店前に、お取引店までご連絡をお願いします。

Q11. 通帳がない場合はどうしたらいいですか？

通帳がない場合は、通帳紛失の手続きが必要となります。取引内容により必要となる書類が異なる場合がありますので、来店前に、お取引店にご連絡をお願いいたします。

Q12. 本人は死亡しているのですがどうしたらいいですか？

相続手続きが必要となります。来店前に、お取引店までお問合せ願います。

Q13. 「未利用口座管理手数料」の案内ハガキが不達となった場合は？

お届けいただいているご住所に到達したものとみなします。変更されている場合は手続きが必要となりますので、お取引店までお問合せ願います。

以上